



七 飯 町

議会だより

No. 185
平成26年5月

第1回定例会 七飯町議会基本条例を制定

平成26年第1回定例会は、3月6日に招集され、会期を13日までの8日間と決め開催されました。

平成26年度一般会計及び各特別会計、水道事業会計の予算をはじめ、平成25年度各会計補正予算、条例の制定・一部改正など議案28件、報告3件を審議しました。

一般質問では3人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質したほか、七飯町学校給食事業に関する調査特別委員会の最終報告、七飯町議会の改革

に関する調査特別委員会及び七飯町議会防災・災害対策に関する調査特別委員会の中間報告、総務財政常任委員会の所管事務調査報告や特別委員会提出議案として、七飯町議会基本条例の制定、七飯町議会会議規則の一部改正、七飯町議会議員政治倫理条例の廃止、議員提出議案として国や関係機関へ要請するウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書をはじめとする2件の意見書を原案どおり可決しました。

審議結果

区 分	結果	番 号	議 件 名 等	継続審査・調査・その他 経済産業常任委員会報告 経済産業常任委員会報告
議 案	条例制定	○	平成25年議案第57号 七飯町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	
		○	平成25年議案第58号 七飯町準用河川流水占用料等徴収条例の制定について	
	条例改正	○	議案第9号 消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
		○	議案第10号 七飯町選挙公報発行条例の一部改正について	
		○	議案第11号 公益的法人等への七飯町職員への派遣等に関する条例の一部改正について	
		○	議案第12号 七飯町手数料条例の一部改正について	
		○	議案第13号 七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正について	
		○	議案第14号 七飯町管住宅の設置条例の一部改正について	
		○	議案第15号 七飯町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正について	
	予 算	○	議案第1号 平成26年度七飯町一般会計予算	
		○	議案第2号 平成26年度七飯町国民健康保険特別会計予算	
○		議案第3号 平成26年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算		
○		議案第4号 平成26年度七飯町介護保険特別会計予算		
○		議案第5号 平成26年度七飯町下水道事業特別会計予算		
○		議案第6号 平成26年度七飯町土地造成事業特別会計予算		
○		議案第7号 平成26年度七飯町水道事業会計予算		
補正予算	○	議案第19号 平成25年度七飯町一般会計補正予算(第12号)		
	○	議案第20号 平成25年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)		
	○	議案第21号 平成25年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第4号)		
	○	議案第22号 平成25年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第4号)		
	○	議案第23号 平成25年度七飯町土地造成事業特別会計補正予算(第2号)		
	○	議案第24号 平成25年度七飯町水道事業会計補正予算(第3号)		
	○	議案第25号 平成25年度七飯町水道事業会計補正予算(第3号)		
其 他	○	議案第8号 損害賠償の額を定めることについて		
	○	議案第16号 平成25年度七飯町水道事業会計資本剰余金の処分について		
	○	議案第17号 定住自立圏形成協定の締結について		
	○	議案第18号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について		
	○	議案第25号 土地の取得について		
	○	議案第26号 町道路線の認定について		
	○	議案第27号 新幹線関係付道新設工事【1工区】請負契約の一部変更について		
	○	議案第28号 新幹線関係付道新設工事【2工区】請負契約の一部変更について		
	○	報告済 報告第1号 町議会の委任による専決処分の報告について		
	○	報告済 報告第2号 町議会の委任による専決処分の報告について		
報 告	○	報告済 報告第3号 平成26年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について		
	○	発委案第1号 七飯町議会基本条例の制定について		
	○	発委案第2号 七飯町議会会議規則の一部改正について		
発 議 案	○	発議案第3号 七飯町議会議員政治倫理条例の廃止について		
	○	発議案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書		
発 議 案	○	発議案第2号 「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること」「利用者負担増の中止」を求める意見書		
	●	発議案第3号 4月からの消費税増税中止を求める意見書		
其 他	報告済		常任委員会報告	
	報告済		各特別委員会報告	
	報告済		出納検査報告	
	報告済		定期監査報告	
	承 認		閉会中の委員会活動の承認について	

○=全員一致で可決 ○=賛成多数で可決 ●=賛成少数で否決 ×=賛成なしで否決

主な内容

- 審議して決まったこと……………P.22
- 監査報告……………P.23
- 一般質問……………P.24
- 議案審査の結果報告……………P.25
- 常任委員会活動報告……………P.25
- 各特別委員会報告……………P.28
- 議員出席状況……………P.35

増やそう資源!

審議して決まったこと

条例の制定

◆七飯町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

新たに準用河川を指定するにあたって、構造の技術的基準を定めるための条例制定。

◆七飯町準用河川流水占用料等徴収条例

新たに準用河川を指定するにあたって河川占用物の流水占用料等を定めるための条例制定。

◆消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

消費税法及び地方税法の一部改正により消費税率が100分の5から100分の8に引き上げられることに伴い、関係する条例の使用料等を改正。

条例一部改正

◆七飯町選挙公報発行条例

平成26年4月1日施行

緑町団地の解体に伴う改正。

◆七飯町水道事業の剰余金の処分等に関する条例

これまで町内会の協力を得て配布していたが、配布困難な状況が生じたことから、他の補完措置を設けるための改正。

◆公益法人等への七飯町職員等の派遣等に関する条例

七飯町職員の再任用に関する条例の制定に伴い、公共的法人等へ再任用職員を派遣することができるよう改正。

◆七飯町手数料条例

消費税率が100分の5から100分の8に引き上げられることに併せて、北海道が手数料条例の見直しをすることに伴い、権限移譲を受けている町の手数料条例を改正。

◆七飯町介護保険料率の特例に関する条例

介護保険料等の低所得者の負担軽減の特例を改正。

◆七飯町営住宅の設置条例

平成26年4月1日施行

補正予算

◆平成25年度七飯町一般会計補正予算(第12号)

認可保育所運営委託料及び七飯町学校給食センター建替工事等、歳入歳出それぞれ12億8千585万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億3千500万円とした。

◆平成25年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

退職分療養給付費等、歳入歳出それぞれ2千762万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を38億5千286万7千円とした。

◆平成25年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第4号)

保険事業勘定の居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費等、歳入歳出それぞれ1千499万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億4千524万5千円とした。

◆平成25年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ1千633万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億4千637万9千円とした。

◆平成25年度七飯町土地造成事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9千704万6千円とした。

◆平成25年度七飯町水道事業会計補正予算(第3号)

収益的収入を1千68万3千円追加し4億3千119万3千円に、収益的支出を281万8千円減額し4億1千769万2千円に、また、資本的収入を2千187万1千円減額し8千10万9千円に、資本的支出を2千186万3千円減額し2億7千788万1千円とした。

報告

◆町議会の委任による専決処分の報告について

職員が運転する公用車が函館市昭和1丁目付近の道道函館上磯線(産業道路)を走行中にスリップしたため、前方を走行していた普通乗用車運転席後方に接触し、破損したため、修繕に要する費用の賠償。

◆町議会の委任による専決処分の報告について

(平成25年度七飯町一般会計補正予算(第11号))
公用車の車両事故により、被害者車両に損害を与えたことによる賠償金として、歳入歳出それぞれ24万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億4千914万3千円とした。

◆平成26年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について

藤城公民館等改築事業の用地を購入。

その他

◆損害賠償の額を定めることについて

町道大川114号線沿いに建てられているアパートの駐車場前の町道に設置されて

いたU字型側溝の車両蓋の隙間に被害者が左足を落とすし、蓋の隙間に露出していた鉄筋により脛の部分に破裂し、20針を縫合する負傷したことによる損害賠償。

◆平成25年度七飯町水道事業会計資本剰余金の処分について

地方公営企業会計制度の見直しにより、補助金等により取得した固定資産の償却制度等の変更に伴い、資本剰余金を処分し、建設改良積立金に積み立てる。

◆定住自立圏形成協定の締結について

国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、中心市宣言に賛同した周辺市町と協定を締結するため、七飯町定住自立圏形成協定の決議に関する条例の規定により、議会の議決を求める。

◆土地の取得

藤城公民館等改築事業の用地を購入。

◆町道路線の認定

新規整備及び町道昇格により4路線を認定。
◆新幹線関係付道新設工事「1工区」請負契約の変更
▼契約金額
変更前

減らそうとロクロー!

増やそう資源!

9千891万円
変更後

9千436万3千500円

▽契約の相手方

株式会社 相互建設

◆新幹線関係付道新設工事

「2工区」請負契約の変更

▽契約金額

変更前

9千135万円

変更後

9千762万9千円

▽契約の相手方

株式会社 鈴木事業所

◆北海道市町村職員退職手当組合規約の変更

発委案

◆委員会提出議案として条

例制定1件、規則改正1件、
条例廃止1件を可決した。
◎七飯町議会基本条例の制定

七飯町議会の運営に關し、町民主権及び基本的な原則を定めるための条例制定。
平成26年4月1日施行

◎七飯町議会会議規則の改正
七飯町議会基本条例の制定に伴い、所定の改正。
平成26年4月1日施行

◎七飯町議会議員政治倫理条例の廃止
七飯町議会基本条例の制定及び七飯町議会議員身分等納付状況報告に關する規定の制定に伴い、本条例を

廃止する。
平成26年4月1日施行

発議案(意見書)

◆議員提出議案として意見書2件を可決し、要望事項として各関係機関及び各関係大臣に送付した。

◎ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求め意見書

◎「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること」「利用者負担増の中止」を

求める意見書

監査報告

定期監査報告

定期監査結果を次のとおり報告する。

◇監査の対象
七飯町健康センター

◇監査の期間
平成26年1月20日から2月18日まで

◇監査の方法
提出を求めた資料及び施設で管理している諸帳簿等の関係書類について、抽出により内容を検査の上、現地において関係職員から説明を聴取して監査を行った。

健康センターの配置等は、職員数等については、変更なく業務が行われており、施設の日常業務は、業務日誌・出勤簿等の各書帳簿類を検査した結果、適正に執行されていた。

決算の状況等は、歳入歳出予算の執行状況については、収入原簿や契約関係書類のほか備品台帳などの書類を検査した結果、適正に執行されていた。

健康センターの利用者数の状況は、年間利用者数は、平成24年度で12万2千45人とほぼ横ばいで推移している。

平成26年度より休刊日を月曜日から火曜日に変更することであり、実施に

伴うその効果について検証する必要がある。

例月出納検査

一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の出納状況を次のとおり検査した。

平成25年11月分を
12月28日、29日、30日、31日
平成25年12月分を
1月28日、29日、30日、31日
平成26年1月分を
2月25日、26日、27日、28日

検査結果
特に指摘すべき事項なし。

監査委員

永田 英利
林 秀樹

表彰

町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与し、その功績が認められ、次の方々が表彰されました。

※渡島町村議会議長会表彰

【議員10年以上】

木下 敏 議員

平成26年度予算

〈骨格予算〉

◆いずれの会計も全会一致で原案どおり可決

本年度は町長選挙のため人件費などの義務的経費を主体として計上した骨格予算で、新町長の政策的なものを盛り込んだ補正予算は、これからの議会で審議される予定である。

【平成26年度予算】

一般会計	8,980,000千円
特別会計	
国民健康保険	3,708,000千円
後期高齢者医療	413,000千円
介護保険	2,153,000千円
下水道事業	923,100千円
土地造成事業	12,000千円
水道事業会計	
収益的収入	468,800千円
収益的支出	472,735千円
資本的収入	117,131千円
資本的支出	277,599千円

議会事務局からのお願い

議長あての文書は直接議会事務局へ送付して下さい。

議会議長あての文書や案内状は、日程の調整をする必要がありますので直接議会事務局にお送り下さい。

◆送り先 七飯町本町6丁目1番1号
七飯町議会議長 あて
◆電話 65-5947 (直通)

町立大中山小学校改築について

基本計画を策定中である

平松 俊一 議員

現在進行している大中山小学校基本計画では、平成23年11月に策定した七飯町地域材利用促進方針が生かされていると思われたい。

- ①基本設計の発注に際し、指定した事項について
②現在まで役場側から地域の方々へ出された説明資料とその内容について
③今後の計画・行程について
④地域材の利用計画について

都市住宅課長

①校舎の構造に関して、主要構造は鉄筋コンクリートまたは鉄骨を基本に考えているが、基本設計において木造との経済比較も行い決定する。
④建築の内装等に、地域材を活用していきたい。

学校教育課長

①平成24年11月に期成会側へ「土地利用構想図」6パターンを提出してから数回の協議を持った。その中で、国道側の隣接する民有地を含めた土地利用のプランを採用することとした。
②「土地利用構想図」を示し、建設に際して仮校舎等而建設に際して施工するとしている。複合施設として建設を願う要望であったが学校建設を優先し、第4期目の工事でプール、大中山出張所、学童保育等を建設したと考えている。
また、当初利用を想定していた現RC3階部分(耐震では問題のない最終増築部)は、改修経費面で割高になると判断し、取り壊す事とした。
③現在、期成会と協議をしながら進めており、用地取得に向けた話し合いも土地所有者と行っている。防災拠点としての機能は、第1期工事で体育館が建設でき次第「避難施設」に指定するが、詳細は今後検討して行く。
平成26年度に実施設計を発注し平成30年度の完成予定となる。

再質問

校舎をグラウンド側に建設した方が、一番自然に子ども達が動けると思うが、そういう案は、でなかったのか。
また、最終案でグラウンドが今より狭くなったことについて伺いたい。

教育長

グラウンドに校舎を建設する案や将来の児童減少を見越し、国道側へ複合施設として校舎を建設できないかとの議員の質問であるが、現案を基に期成会と協議を進めて来たので再考は考えられない。

新体育館の建設によりグラウンドが現在より狭くなるのは問題ではないか、との指摘であるが、体育の授業や運動会への影響は少ないと考えている。耐震度が低いので子供たちの命を守る為、出来るだけ早く着工したいのでご理解を賜りたい。

公用車の一元管理による経費削減を

公用車の一元管理を進め無駄な車を減らしていきたい

上野 武彦 議員

平成20年第2回定例議会での一般質問で、同僚議員が「公用車の集中管理で経費削減を」という質問をしているが、その後、町は平成23年3月、第4次七飯町行政改革大綱(平成23年27年)を策定して公用車の一元管理の取り組みをしていることから、この間の取り組みの成果について伺いたい。

- ①町が管理する公用車の台数はリースを含め、一元管理の前と後でどのようになったのか。
②一元管理により実施前後の稼働率について
③一元管理による経費削減効果について
④車を購入し管理する場合とリースを利用する場合を比較検討した時の経費負担の比較について
⑤今後の課題について

総務課長

①廃車と他部署での増車な

どもあり、結果として23年、24年、25年の合計78台の数は変わっていない。

②月21日役場が開いているとして、年間252日となる。一元管理している13台での稼働率を100%とすると3千276日として一元管理前の平成23年度では1千596日で稼働率は約49%、一元管理をした平成24年度では2千620日で約80%である。
③事務的に保険、燃料、車検、修繕など支払い事務を防災車両係で一括処理をすることでの事務の軽減が図られている。
④リースで3年借り上げた車種と同じ車種の購入車を比較したが、購入車の方が月額約2万円安い結果となった。リース期間を延ばしたり、複数台の契約などで安くなると思うことから

十分検討していきたい。
⑤町が管理している78台の公用車のうち土木で管理する重機や城岱牧場のバイクなど合わせて40台は一元管理に適さない。乗用車38台の内、勤務場所が離れている保育所などの車などを除き30台ほどを一元管理の対象として取り組んでいきたい。
一元管理による経費削減ということでは、必要ない車を減らしていくのが一番の削減効果につながると思われるので努力してまいりたい。

ほかに、次の議員から一般質問が出されている。

中島 勝也 議員

某衆議院議員「新春の集い」への職員の参加について

減らそうぞうロリィー

議案審査の結果報告

平成25年12月12日第4回定例会において当委員会に付託された事件について審査した結果を、下記のとおり報告する。

経済産業常任委員会

1、事件名

- ①平成25年議案第57号 七飯町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- ②平成25年議案第58号 七飯町準用河川流水占用料等徴収条例の制定について

2、審査の経過

平成25年12月19日、平成26年1月16日、2月25日の3日間、委員会を開催し、土木課長、土木課参事の出席を求めて審査を行った。

3、決定及び理由

- (1) 決定
 - ①原案可決
 - ②原案可決
- (2) 理由

当委員会に付託された平成25年議案第57号七飯町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定

て、当該市町村で定めることとなっている。

法は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することによって、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的としており、法第13条の河川管理施設等の構造の基準では、第2項で主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定めることと規定している。

また、法第26条では工作物の新築等の許可、法第100条は準用河川に係る読み替えをそれぞれ規定しており、準用河川管理条例は、これらを踏まえて政令を参照し、七飯町の準用河川のうち、管理上必要とされる河川管理施設等の技術的基準について、総則、雑則のほか「堤防」、「床止め」、「堰」、「水門及び樋門」、「橋」、「伏せ越し」について定めている。

また、準用河川管理条例の施行に伴う規則は、七飯町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例施行規則であり、条例とともに平成26年4月1日施行の予定である。

準用河川の指定については、湯出川は二級河川湯出川の合流点から上流部へ1.25キロメートル、武佐川は普通河川湯出川の合流点から上流部へ1.55キロメートルを準用河川に指定するとしており、準用河川の指定により、以前から湯出川の氾濫などで懸案となっていたJR函館本線の横断管の改良などが国の社会資本整備総合交付金の対象となり、町財政の負担軽減はもちろんのこと安全・安心なまちづくりに寄与できることとしている。

なお、準用河川管理条例は、準用河川区間において新築又は改築する施設について適用されることとなり、現在、準用河川管理条例に適合しない施設については、新築又は改築するまでの間、準用河川管理条例は適用しないこととなる。

次に、準用河川占用料条例は、準用河川管理条例の制定に伴い、準用河川指定区間において占用されている工作物等の占用料等を制定しようとするものであり、流水占用料等の徴収、流水占用料等の減免、流水占用料等の返還、罰則等を規定している。

従来、町が管理する普通河川において占用されている工作物等の占用料等については、七飯町普通河川管理条例(平成12年条例第19号)において規定されてい

るが、準用河川の指定に伴い、その区間において占用されている工作物等の占用料等を規定しなければならぬこととなる。

準用河川占用料条例で規定する占用料等は、流水占用料、土地占用料、土石採取料その他の河川産出物採取料であり、単価等については七飯町普通河川管理条例で規定する占用料等との整合性を図っているが、施行期日が平成26年4月1日を予定していることからそれぞれ算定した額に100分の108を乗じて得た額を流水占用料等として徴収することとしている。

なお、普通河川から準用河川に指定していることか

ら、流水占用料等についても普通河川から移行とともに七飯町普通河川管理条例と同様であるため、準用河川占用料条例の制定に伴う影響はないとしている。

以上のことを留意のうえ、各条例の内容を審査したところ、準用河川管理条例については、政令で定める技術的基準を参酌したものであり、準用河川占用料条例については、七飯町普通河川管理条例との整合性も図っていることから、採決の結果、準用河川管理条例及び準用河川占用料条例は、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

常任委員会活動報告

〔所管事務調査〕要旨を掲載

総務 財政

《調査事項》

町税等の収納対策について

ことから、七飯町における町税等の収納状況を踏まえ、今後の収納率向上のための対策等について調査を行った。

〔調査の目的〕

地方財政が厳しい各自治体において、町税等の収納率向上は重要な課題である

町税等の収納状況について

(1)過去5年間(平成20年度

＜表1＞町税等の収納状況 (単位：千円、%)

区分	調定額	収入済額	不能欠損額	未納額	徴収率	
平成20年度	町税	3,042,986	2,697,381	21,126	324,478	88.6
	町民税	1,284,028	1,156,569	6,983	120,477	90.1
	固定資産税	1,522,859	1,313,001	13,480	196,378	86.2
	軽自動車税	55,785	47,497	664	7,623	85.1
	国民健康保険税	1,166,640	725,855	52,354	388,431	62.2
	保育料	105,781	90,757	556	14,468	85.8
平成21年度	町税	3,009,005	2,688,176	28,483	292,346	89.3
	町民税	1,249,272	1,133,673	8,821	106,777	90.7
	固定資産税	1,533,052	1,335,631	18,732	178,689	87.1
	軽自動車税	58,063	50,254	929	6,880	86.6
	国民健康保険税	1,151,997	741,745	75,853	334,399	64.4
	保育料	95,090	78,997	1,260	14,834	83.1
平成22年度	町税	2,911,328	2,641,337	23,803	246,188	90.7
	町民税	1,169,792	1,079,588	4,240	85,964	92.3
	固定資産税	1,510,147	1,337,184	18,988	153,974	88.5
	軽自動車税	58,873	52,049	575	6,249	88.4
	国民健康保険税	1,066,404	758,675	25,164	282,565	71.1
	保育料	99,214	85,721	727	12,766	86.4
平成23年度	町税	2,949,195	2,742,768	23,061	183,366	93.0
	町民税	1,186,167	1,110,030	3,557	72,580	93.6
	固定資産税	1,497,662	1,373,476	18,843	105,343	91.7
	軽自動車税	59,321	53,216	661	5,443	89.7
	国民健康保険税	1,020,270	760,411	20,491	239,368	74.5
	保育料	101,957	91,429	436	10,992	89.7
平成24年度	町税	2,791,776	2,619,923	18,800	153,054	93.8
	町民税	1,185,872	1,122,300	6,811	56,761	94.6
	固定資産税	1,341,782	1,239,709	11,187	90,886	92.4
	軽自動車税	59,834	53,625	802	5,407	89.6
	国民健康保険税	963,136	739,889	21,912	201,335	76.8
	保育料	111,320	102,896	1,391	7,033	92.4

- ※1 金額は、現年課税分と滞納繰越分の合計であり、千円未満四捨五入のため、一致しない場合がある。
- ※2 町税には、たばこ税と入湯税が含まれるため、町民税・固定資産税・軽自動車税の合計とは一致しない。
- ※3 国民健康保険税は、一般被保険者と退職被保険者等の合計である。
- ※4 保育料は、認可保育所の町立分と法人分の合計である。
- ※5 町営住宅使用料は、町営住宅家賃と町営住宅駐車場使用料の合計である。

＜表2＞町税等の納付別収納状況 (単位：件、%)

区分	コンビニ収納		口座振替		その他		合計		
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
平成20年度	町税	20,403	20.1	18,024	17.8	63,039	62.1	101,466	100.0
	国民健康保険税	8,663	18.0	10,154	21.1	29,419	61.0	48,236	100.0
	保育料	1,838	45.3	869	21.4	1,354	33.3	4,061	100.0
	町営住宅使用料	2,014	24.7	2,460	30.2	3,676	45.1	8,150	100.0
	合計	32,918	20.3	31,507	19.5	97,488	60.2	161,913	100.0
平成21年度	町税	24,594	23.5	17,178	16.4	62,975	60.1	104,747	100.0
	国民健康保険税	10,049	21.0	10,577	22.1	27,170	56.9	47,796	100.0
	保育料	1,608	44.9	730	20.4	1,240	34.7	3,578	100.0
	町営住宅使用料	2,778	26.9	2,794	27.1	4,757	46.1	10,329	100.0
	合計	39,029	23.4	31,279	18.8	96,142	57.8	166,450	100.0
平成22年度	町税	27,080	27.4	16,359	16.5	55,582	56.1	99,021	100.0
	国民健康保険税	11,892	24.7	10,234	21.3	26,035	54.1	48,161	100.0
	保育料	1,743	45.7	798	20.9	1,275	33.4	3,816	100.0
	町営住宅使用料	3,341	31.8	2,776	26.4	4,391	41.8	10,508	100.0
	合計	44,056	27.3	30,167	18.7	87,283	54.0	161,506	100.0
平成23年度	町税	28,390	29.5	16,762	17.4	51,045	53.1	96,197	100.0
	国民健康保険税	12,922	29.2	9,933	22.5	21,398	48.4	44,253	100.0
	保育料	1,803	47.7	944	25.0	1,031	27.3	3,778	100.0
	町営住宅使用料	3,921	38.0	2,852	27.6	3,544	34.4	10,317	100.0
	合計	47,036	30.4	30,491	19.7	77,018	49.8	154,545	100.0
平成24年度	町税	30,746	32.2	16,316	17.1	48,306	50.7	95,368	100.0
	国民健康保険税	13,312	30.9	9,560	22.2	20,262	47.0	43,134	100.0
	保育料	2,133	53.3	1,144	28.6	727	18.2	4,004	100.0
	町営住宅使用料	4,071	39.5	3,016	29.2	3,225	31.3	10,312	100.0
	合計	50,262	32.9	30,036	19.7	72,520	47.5	152,818	100.0

- ※1 比率（構成比）は、小数点第2位を四捨五入のため、合計と一致しない場合がある。
- ※2 町税の件数は、個人町民税普通徴収分、固定資産税（交付金を除く）、軽自動車税の合計である。
- ※3 国民健康保険税の件数は、普通徴収分のみ件数であり、特別徴収分の件数は含まれない。
- ※4 保育料の件数は、認可保育所の町立分と法人分の合計である。
- ※5 町営住宅使用料の件数は、町営住宅家賃と町営住宅駐車場使用料の合計である。

（平成24年度。以下同じ。）における町税及び保育料等の収納状況は、（表1）のとおりである。

（表1）のとおり、徴収率は、平成24年度は平成20年度と比較して、町税・国民健康保険税・保育料・住宅使用料でそれぞれ上昇しており、この間の収納努力が窺える。

現年課税分及び滞納繰越分とも徴収率は向上しており、町税・国民健康保険税・保育料・町営住宅使用料において、平成24年度

の徴収率は現年課税分、滞納繰越分で平成20年度と比較して、それぞれ上昇している。

（2）町税等の納付別収納状況
過去5年間に於ける町税及び保育料等の納付別収納状況は、（表2）のとおりである。

（表2）のとおり、納付別収納状況の件数では、いずれもコンビニ収納の件数が大きく伸びており、口座振替や窓口納付などその他の納付の件数は、横ばい

たは減少している状況である。

特に、保育料は、平成24年度で50%を超える件数がコンビニ収納となっており、共稼ぎの子育て世帯が日中に窓口納付などができないため、便利なコンビニを利用していることを顕著に表していることとなる。

また、町営住宅使用料のうち、駐車場使用料が平成23年度から50%を超える件数がコンビニ収納となっていることから、納付金額の少ない町税等においてコン

ビニを利用していると思われる。

なお、納付別収納状況の金額の比率は、国民健康保険税、保育料、町営住宅使用料は件数と比例しているものの、町税は、件数と比較して、コンビニ収納の割合が低く、窓口納付などその他の納付の割合が高くなっていることから、前述のとおり、1回（期・月）

に納付する金額が少ないものがコンビニを利用していることとなる。

ただし、コンビニ収納に係る手数料は1件当たり58円（消費税抜き）であり、金融機関の口座振替（1件当たり20円）、郵便振替（1件当たり10円）と比較して、高い状況であることから取扱手数料が増高している状況にある。

（3）滞納処分状況については過去5年間に於ける町税等の差押による滞納処分状況は、（表3）のとおりである。

差押えの種類は、預金・貯金、給与・年金、生命保険、還付金、動産・不動産であり、うち、預金・貯金が件数、差押金額、配当金額とも一番多く、平成24年度の配当金額は1千677万4

千円であり、全体の5割以上を占めている。
また、インターネット公売の状況は、(表4)のとおりである。

インターネット公売は、平成22年度より始めており、(表4)のとおり出品数の8割以上が落札していることから有効な手段であるといえるが、一点あたりの落札金額が約4千300円と

低いことから、事務量のほか、手数料等の経費と比較検証することが必要である。

(4)滞納整理基本方針について

七飯町は、町税等の負担の公平性を図る観点から、平成21年度から次に掲げる滞納整理基本方針を定めている。

・公平・公正な課税及び状況調査のもと「トル(自主納税の推進及び徴収強化)」「オサエル(財産の差押)」「オトス(処分停止及び不納欠損)」を基本とする。

「七飯方式」により、滞納整理事務のよりいっそうの効率化・迅速化を図る。「換価処分(公売)」による滞納額圧縮と公売状況等の公表による滞納の未然防止。

<表3>町税等の差押による滞納処分の状況

(単位：件、千円)

年度	件数	町道民税		固定資産税		軽自動車税	
		差押金額	配当金額	差押金額	配当金額	差押金額	配当金額
平成20年度	98	9,958	2,086	7,170	1,391	226	85
平成21年度	271	19,340	4,976	8,068	1,997	267	125
平成22年度	420	22,211	5,433	11,079	2,663	2,606	216
平成23年度	172	29,018	3,918	17,802	3,600	608	160
平成24年度	593	43,082	10,980	17,719	5,496	1,073	437
合計	1,554	123,610	27,393	61,838	15,147	4,780	1,024
年度		国民健康保険税		保育料		合計	
		差押金額	配当金額	差押金額	配当金額	差押金額	配当金額
平成20年度		24,606	2,205	2,261	377	44,221	6,144
平成21年度		27,485	3,118	306	25	55,466	10,241
平成22年度		47,482	12,432	345	27	83,724	20,771
平成23年度		69,444	8,761	2,232	386	119,105	16,826
平成24年度		80,601	12,591	5,406	1,113	147,881	30,618
合計		249,618	39,108	10,551	1,928	450,396	84,599

※1 金額は、千円未満四捨五入のため、合計と一致しない場合がある。
※2 差押金額は、累積の金額である。

<表4>インターネット公売の状況

(単位：回、点、千円)

年度	実施回数	出品数	落札数	落札金額	主な出品物
平成22年度	3	200	158	834	古銭、家電、貴金属など
平成23年度	6	772	568	2,223	マッサージチェア、貴金属、着物など
平成24年度	4	203	146	724	古銭、着物、装飾品など
合計	13	1,175	872	3,781	

「七飯方式」の滞納整理の手順は、一定の未納額(概ね3万円以上)で抽出した滞納事案を

納税推進と滞納時のペナルティ等を周知し、納税意欲の向上を図る。

・公平・公正な納税推進と滞納の圧縮を元から行う。

・延滞金の徴収を推進し、納期内納税の促進を図り滞納繰越額の圧縮を元から行う。

・「分割納税」の原則未承認と法令並びに特別徴収方式との整合性。

・「七飯方式」により、滞納整理事務のよりいっそうの効率化・迅速化を図る。

・「換価処分(公売)」による滞納額圧縮と公売状況等の公表による滞納の未然防止。

滞納者の滞納額及び財産区分に応じて①滞納者抽出、②滞納者を滞納額等によるランク付け、③滞納者実態調査をランク分けに基づき優先度ごとに調査、④催告及び差押予告通知の送付、⑤非接触型差押執行、⑥接触型差押執行、⑦滞納整理機構送致等、⑧処分停止もしくは不納欠損対象者扱いとしている。

なお、ランク分けは、ランク1を滞納額50万円未満、ランク2を滞納額50万円以上100万円未満、ランク3を滞納額100万円以上としており、平成21年度から滞納整理基本方針に基づき徴収の強化を図っていることから、前述のとおり過去5年間における徴収率の向上につながっている。

(5)新たな納付環境の整備について

七飯町の町税等の納付環境は、窓口納付、口座振替のほか、先駆的に取り組んでいるコンビニ収納があり、納税者等の利便性の向上を図っている。

コンビニ収納の利用件数は、年々増加しており徴収率の向上に寄与している反面、手数料が口座振替より高いというデメリットも

ある。このことから、納税者等がどこでもいつでも納付できる環境の整備が今後の課題となっており、その一つが当委員会にて行政視察を行った「クレジット収納」である。

また、新たな納付環境として、税金や公共料金、各種料金の支払いを金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンや携帯電話、ATMから支払いができる「ペイジー」というサービスも提供されていることから、七飯町において、さらなる徴収率の向上と納税者等の利便性を考慮して、いつでもどこでも納付できる「クレジット収納」や「ペイジー」のメリット・デメリットを検証するとしている。

当委員会は、各自治体の共通課題である町税等の収納対策について、徴収率や納付環境の状況、新たな納付環境の整備を主に調査を行ってきた。

七飯町の町税等の収納状況は、平成21年度に滞納整理基本方針を定めてから年々徴収率が向上しており、町税では平成24年度の

徴収率は93.8%と平成20年度と比較して5.2ポイント上昇しており、税負担の公平・公正を図る観点から滞納整理基本方針に基づき、収納強化に努めた成果であり、今後とも、より一層の収納努力が望まれる。

また、納付環境別では、七飯町が先駆的に取り組んだコンビニ収納の割合が高くなっていることは、納税者等の利便性の向上を図る観点から定着している一方で、1件当たりのコンビニ収納の取扱手数料が口座振替より高いことが課題であるといえる。

このため、納税者等が24時間・365日、いつでもどこでも納付できるクレジット収納などに取り組んでいる自治体もあることから、早急にメリット・デメリットを検証することが望まれる。

なお、北海道における町税の徴収率は、平成20年度で79市町村中136番目であったが、平成23年度では96番目まで上昇していることは評価できるが、まだまだ中位であることから、新たな納付環境も含め、より一層の収納強化を望むものである。

また、新たな納付環境として、税金や公共料金、各種料金の支払いを金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンや携帯電話、ATMから支払いができる「ペイジー」というサービスも提供されていることから、七飯町において、さらなる徴収率の向上と納税者等の利便性を考慮して、いつでもどこでも納付できる「クレジット収納」や「ペイジー」のメリット・デメリットを検証するとしている。

特別委員会報告

「学校給食事業に関する 調査特別委員会報告書」 (最終報告書)

委員長 木下敏

平成25年3月22日第1回定例会において設置された当特別委員会が、平成25年第3回定例会において中間報告をした以後、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

1. 平成25年9月17日に第

提供があった。

9回目の委員会を開催し、町長、教育長、学校給食センター長の出席を求め、学校給食費会計の赤字に係る責任問題、七飯町立学校給食センター整備計画(案)について、説明を受けるとともに、聴取調査を行った。

整備計画案は、「安全・

安心でおいしい給食の提供をめざして」を基本理念とし、現状と課題の検証結果を踏まえて、4つの基本

はじめに、町長から学校給食費会計の赤字に伴い、原因の一つとして事務処理のまづさが赤字額を膨らませたことを踏まえ、責任者である教育長からの申し出を尊重し、教育長の給料を10分の5、1か月減額する条例を提案したい旨の情報

コンセプト(衛生管理の徹底、調理機能の充実、アレルギー対応食の提供、環境負荷への軽減)と6つの基本方針(施設の効率的な管理・運営、学校給食衛生管理基準への適合、HACC

P(ハサップ)の考え方に基づく衛生管理、ドライシSTEMの導入、アレルギー対応食専用調理室の設置、環境への配慮)を定めている。

新しい学校給食センターの施設は、提供可能食数を2千500食、対象校は小学校7校(平成26年3月閉校予定の鶴野小学校を除く)、中学校3校とし、施設規模は、敷地面積4千平方メートル程度、延べ床面積1千600平方メートル程度としており、建築場所は、ななえ新病院下の都市計画道路高台通に面した土地を予定している。

また、整備計画案では、PFI方式(民設民営)、リース方式(民設民営)、DBO方式(公設民営)などの整備手法の比較も検討しており、補助金、栄養士の派遣、町財政支出の平準化、倒産隔離、コスト縮減、町民への信頼性、完成

までの事業期間などを総合的に検証した結果、従来の公設民営方式が最も適しているとは判断している。なお、学校給食センター建替に伴い、用地測量委託及び基本設計・実施設計委

託に係る予算を第3回定例会最終日に追加議案として提出したいとの説明があった。

委員からは、駐車場や堆雪場、将来的な増築を考慮すると敷地面積が狭い、米の炊飯機能の有無などについての意見が出された。

2. 平成25年10月3日に第10回目の委員会を開催し、教育長、学校給食センター長の出席を求め、提出のあった資料等に基づき聴取調査を行った。

はじめに、前回の委員会で検討事項となった敷地面積等について、次のような説明があった。敷地面積については、委員会の意見を踏まえ協議した結果、4千平方メートルを5千平方メートルにするともに、米の炊飯機能は、増築可能な敷地面積を確保することによって、将来的に計画することとし、当面の米飯について

は、委託先から購入し提供するとしている。

委員からは、次のような質疑があった。

①敷地内に食物残渣を処理するバイオマス施設を整備する考えについて
②敷地内に融雪槽を設けることについて
③地産地消の考え方について

これに対し、教育委員会の答弁は、次のとおりである。

①食物残渣は、いまでも大沼下水浄化センターに搬入し、堆肥化しているため、新たにバイオマス施設を整備する計画はない。

②費用対効果も含めて検討する。

③流通経路や購入価格などの検討もしなければならぬが、整備計画案の基本コンセプトに地産地消を追加したい。

以上の調査を踏まえて、変更を含めた整備計画案について、委員会として了承することが確認された。また、第3回定例会で可決された追加予算に係る用地測量委託、基本設計及び実施設計委託について、ス

ケジュールが示されたことから、基本設計案が作成された時点で、委員会に資料を提出することを求めた。

3. 平成25年10月22日に第11回目の委員会を開催し、教育長、学校給食センター長の出席を求め、前回の委員会での説明のあった資料についての聴取調査を行った。

はじめに、学校給食センター建替予定地の現地調査を行った。

建替予定地は、都市計画道路高台通に面した箇所

で、一面が雑木林に覆われているため全景は把握できないが、道路に面した所

は、道路から1〜2メートルの段差があるものの奥の方は平坦地に感じられた。

建替予定地は、民間から購入する予定であり、前回の委員会で報告のあったとおり約5千平方メートルで道路面は約100メートル、奥行きは約50メートルの敷地になる予定であるとの説明があった。

減らそうとロビー

増やそう資源！

次に、学校給食センター建替に伴う用地測量、基本設計及び実施設計委託に係る入札状況について説明があった。

入札の結果、七飯町学校給食センター建替予定用地確定測量委託業務は3社

による指名競争入札で北稜測地設計(株)が落札、七飯町学校給食センター建替基本設計及び実施設計委託業務

は8社による指名競争入札で(株)サン設計事務所が落札し、それぞれ委託契約書を締結したとの説明があった。

今回の委員会では、基本設計に係る基本条件の確認・整理が終了した後に、その状況を調査することを確認して、委員会を閉会した。

4. 平成25年11月21日に第12回目の委員会を開催し、

教育長、学校給食センター長の出席を求め、要求に基づき提出のあった資料についての聴取調査を行った。

提出のあった資料の説明は、基本設計に係る基本条件の確認・整理の状況をまとめたものである。

基本条件の確認・整理は、平成25年10月に策定した「七飯町立学校給食センター整備計画」に沿った基本設計とするために、基本条件の確認を行いながら整理を進めており、その概要は次のとおりである。

①学校給食センターの現状と課題に関する事項

・食缶は、温食用、冷食用、デザート用等全て角型食缶とする。
 ・コンテナ数は、28台で設計する。
 ・コンテナによる配送計画であり、受け入れ先である各学校の必要な改修費用を算出する。
 ・コンテナによる配送は、3トロングトラック3台で計画する。
 ・麺類の調理・出荷は、給食センターで加熱後、保温食缶に入れ配送する。
 ②学校給食センター整備の基本理念、基本のコンセプト及び基本方針に関する事項
 ・検収での荷解きやプラスチックなどの入替は検収室で行う。
 ・白衣、エプロン類の殺菌保管能力は、午前と午後で

設計する。

・食育を視野に入れた、食材の地産地消を推進できる計画とする。

・施設の構造は、鉄骨造と鉄筋コンクリート造で比較検討する。

・施設への出入り口を広めに1か所とし、切土・盛土は最小限に抑制し、外構はコストを抑えた計画とする。

・敷地内に車庫を設置しないで、搬送車等はプラットフォームの底部分に駐車する。

・駐車場は、職員用・管理用・来客用として20台を確保する。

・高圧キュービクルは、建物本体とは別に屋外型を設置する。

・給水施設は、減圧槽手前の200Φより分岐し、防火設備は、敷地内に消火栓を設置する。なお、スプリンクラー設備は、機械の容量等との調整を図り設置しない方向とする。

・自家発電設備は、設置する方向で検討する。

③学校給食センター整備における施設内容の基本的な考え方に関する事項

・食器のアイテム数は、ご飯茶碗、汁カップ、丸皿(大・小)、カレー皿、どんぶり(めん)とする。
 ・2階は、会議室・調理員休憩室・更衣室・トイレ・倉庫とし、休憩室・トイレは、男女別とする。
 ・事務室からのモニターリング用として、調理現場にカメラを設置する。
 ・1階に椅子用トイレを設置し、2階へのエレベーターは設置しない。
 ・熱源は、ガス又は重油でコストの比較検討を行う。
 ・調理残渣等を堆肥化できる設備の検討を行う。
 ・太陽光発電設備を設置する。

④学校給食センター整備事業の概要に関する事項
 ・食器・箸・スプーン等は、毎日回収し、洗浄して保管する。
 ・新給食センターは、平成27年4月運用開始を予定する。
 以上の説明の後、委員からは次のような質疑があった。
 ①スプリンクラーを設置しない理由は何か。
 ②空調関係の設備は、どうなるのか。
 ③重油の使用は、ボイラーの資格を持った人の配置が必要だ。熱源対策として、太陽光発電を全部に設置する考えはないか。
 ④学校給食で食育が成功した例もあるが、七飯町は食育計画書を作成する考えはないか。
 これに対し、教育委員会の答弁は、次のとおりである。
 ①スプリンクラーを設置している給食センターはないが、消防法等を考慮し検討する。
 ②夏冬一定の温度を保つための空調設備を考えている。
 ③重油を使用してもボイラーの資格を持った人の配置が必要のない方向で考えている。太陽光発電は蓄電装置を設置するとコスト面で高くなるが、売電も含めた収支を考慮し、太陽光発電を全部に設置するか検討する。
 ④整備計画では、食育の推進を第一に掲げており、地元野菜などを使用した地産地消が重要であることから、新給食センターの供用開始までに食育計画書を策定していきたい。
 そのほか、委員からは当委員会の調査活動について、調査目的に掲げている事項を鋭意調査し、一定の目途がついた時点で区切りをつけてはどうかとの意見があり、平成26年第1回定例会に最終報告する方向で了承された。
 学校給食センターの建替えについては、進捗状況を見ながら随時調査することとし、次回の委員会では、学校給食費会計のあり方や学校給食費等について調査することを確認して、委員会を閉会した。

5. 平成25年12月17日に第13回目の委員会を開催し、

教育長、学校給食センター長の出席を求め、要求に基づき提出のあった資料についての聴取調査を行った。

提出のあった資料の説明は、基本設計に係る基本条件の確認・整理の状況をまとめたものである。

基本理念、基本のコンセプト及び基本方針に関する事項

・検収での荷解きやプラスチックなどの入替は検収室で行う。
 ・白衣、エプロン類の殺菌保管能力は、午前と午後で

・食器のアイテム数は、ご飯茶碗、汁カップ、丸皿(大・小)、カレー皿、どんぶり(めん)とする。
 ・2階は、会議室・調理員休憩室・更衣室・トイレ・倉庫とし、休憩室・トイレは、男女別とする。
 ・事務室からのモニターリング用として、調理現場にカメラを設置する。
 ・1階に椅子用トイレを設置し、2階へのエレベーターは設置しない。
 ・熱源は、ガス又は重油でコストの比較検討を行う。
 ・調理残渣等を堆肥化できる設備の検討を行う。
 ・太陽光発電設備を設置する。

④学校給食センター整備事業の概要に関する事項
 ・食器・箸・スプーン等は、毎日回収し、洗浄して保管する。
 ・新給食センターは、平成27年4月運用開始を予定する。
 以上の説明の後、委員からは次のような質疑があった。
 ①スプリンクラーを設置しない理由は何か。
 ②空調関係の設備は、どうなるのか。
 ③重油の使用は、ボイラーの資格を持った人の配置が必要だ。熱源対策として、太陽光発電を全部に設置する考えはないか。
 ④学校給食で食育が成功した例もあるが、七飯町は食育計画書を作成する考えはないか。
 これに対し、教育委員会の答弁は、次のとおりである。
 ①スプリンクラーを設置している給食センターはないが、消防法等を考慮し検討する。
 ②夏冬一定の温度を保つための空調設備を考えている。
 ③重油を使用してもボイラーの資格を持った人の配置が必要のない方向で考えている。太陽光発電は蓄電装置を設置するとコスト面で高くなるが、売電も含めた収支を考慮し、太陽光発電を全部に設置するか検討する。
 ④整備計画では、食育の推進を第一に掲げており、地元野菜などを使用した地産地消が重要であることから、新給食センターの供用開始までに食育計画書を策定していきたい。
 そのほか、委員からは当委員会の調査活動について、調査目的に掲げている事項を鋭意調査し、一定の目途がついた時点で区切りをつけてはどうかとの意見があり、平成26年第1回定例会に最終報告する方向で了承された。
 学校給食センターの建替えについては、進捗状況を見ながら随時調査することとし、次回の委員会では、学校給食費会計のあり方や学校給食費等について調査することを確認して、委員会を閉会した。

5. 平成25年12月17日に第13回目の委員会を開催し、

教育長、学校給食センター長の出席を求め、要求に基づき提出のあった資料についての聴取調査を行った。

提出のあった資料の説明は、基本設計に係る基本条件の確認・整理の状況をまとめたものである。

基本理念、基本のコンセプト及び基本方針に関する事項

・検収での荷解きやプラスチックなどの入替は検収室で行う。
 ・白衣、エプロン類の殺菌保管能力は、午前と午後で

費会計に伴い、一時借入ができる補正予算を七飯町学校給食運営委員会で議決しているが、一時借入に係る金融機関との取引約定書の債務者が「学校給食センター長」名となっていることに問題ないかとの質疑に対して、教育委員会は調査したいとのことで検討事項となっていたものである。

教育委員会の調査の結果、学校給食費会計に係る口座名義人が従来から「学校給食センター長」となっているため、取引約定書も「学校給食センター長」としたが、七飯町学校給食センター運営委員会規則では、センター長が会長の命を受け、会の事務を掌理することとなっていることから問題がないとしているが、今後は、会計責任者を明確にして対応することとしている。

次に、平成24年度学校給食費会計は、歳入1億1千671万7千125円、歳出が1億2千20万8千839円で差し引き349万1千714円の赤字となっている。

赤字の主な要因は、主食のパン及び米飯購入費、牛

乳購入費が増加しているものの、副食材料費が減額していることから、平成23年度と比較して赤字額が減少している。

また、平成25年度の学校給食費会計の決算見込みは、平成24年度の赤字分を含めても黒字になる見込みとなっている。

その要因は、給食費納入率の向上に併せ、パン・米飯購入費、牛乳購入費、副食材料費が減額しているためである。

平成26年度以降の学校給食費会計については、平成26年度から公会計への移行を考えていたが、私会計運営の安定化を図るための努力を行い、その後に改めて検討することとしている。

次に、平成26年度以降の学校給食費については、平成26年度から消費税率の改正に伴う見直しから16年間据え置いてきたが、平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられることに併せ、年間の給食回数が187回から191回に増やすことから、平成26年度から学校給食費を改正する内容で検討しているとのことである。

具体的には、小学生及び中学生とも月額400円の改正(値上げ)を検討しているとのことであるが、委員から、近隣自治体の動向を踏まえて検討するようにとの意見が出され、教育委員会は再度検討することとした。

次に、学校給食センターの建替工事については、建設予定地の測量委託業務が完了し、測量の結果、購入予定面積は4千999.96平方メートルと確定したこと、今後は、土地所有者と用地購入の交渉を行い、所有権移転の作業を進めるとしている。

また、基本設計及び実施設計については、委託業者と町担当課が逐次打ち合わせを行っているが、基本設計に係る次の主な検討事項について、協議を進めるとしている。

① 建替予定地の配置計画は、出入口を1か所とし、用地の切り下げを少なくする。

② 平面計画は、コンテナプールと機械電気室の面積を再検討する。

③ 施設の構造は、鉄骨造で計画する。

④ 給排水設備の熱源方式は、電気・ガスとA重油の併用とする。

⑤ 太陽光発電は、10^{キワツ}の設置で検討する。

⑥ 非常用発電機は、リース方式とする。

⑦ 厨房機器や建物の仕様等について再検討し、建築コストの削減を検討する。

今回の委員会では、学校給食費会計及び学校給食費について精査することを確認して、委員会を閉会した。

6. 平成26年1月14日に第14回目の委員会を開催し、教育長、学校給食センター長の出席を求め、要求に基づき提出のあった資料についての聴取調査を行った。

はじめに、教育委員会からは、前回提出した資料の差し替えを求めるとともに、新たに提出をされた資料の説明を受けた。

学校給食費会計では、平成25年度の決算見込みについて、歳入1億1千78万6千円、歳出1億1千48万4千円、差し引き30万2千円

の黒字になる見込みである。また、平成25年度決算見込みにおける副食材料費については、平成24年度と比較すると調理品魚介類(半調理品)、食材(冷凍食品を含む)、デザート他などが数量・金額とも減少する見込みであることから、総合的な歳出の縮減が図られるとしている。

次に、平成26年度以降の学校給食費については、前回の委員会で小学生・中学生とも400円値上げを検討しているとのことであったが、近隣自治体との比較や平成25年度における給食費会計の見込みも含めて再検討した結果、消費税率が5%から8%に引き上げられることと給食回数が187回から191回に増える分の値上げに留め、小学生は月250円(7.46%)値上げの3千600円、中学生は月330円(7.86%)値上げの4千530円にしたいとの考えを示している。

なお、値上げ後の給食費については、北斗市と同額であり、今後、学校給食センター運営委員会に諮り、

運営委員会の決定後に保護者へ説明し、理解を得たいとしている。

次に、学校給食センターの建替に関して教育長より、給食センターの建替に係る財源について、既定の国庫補助金(交付金)約6千万円の残額は、全額起債対象となる見込みであることから、前倒して平成26年第1回定例会に補正予算を計上したい旨の情報提供があった。

今回の委員会では、学校給食センターの建替に係る財源等について調査するとともに、平成26年第1回定例会に提出する最終報告の素案について協議することを確認して、委員会を閉会した。

7. 平成26年2月18日に第15回目の委員会を開催し、教育長、学校給食センター長の出席を求め、提出のあった資料についての聴取調査を行うとともに、平成26年第1回定例会に提出する最終報告案について協議した。

減らそうとロケター

び実施設計に係る進捗状況について説明があり、学校給食センターの建築面積は1千374.24平方メートル(1階・1千224.30平方メートル、2階・149.94平方メートル)となり、配置等を工夫し、当初計画より約230平方メートル縮減されているとのことである。

次に、学校給食センター建替事業費は、総額で14億7千690万9千円であり、うち施設建設費(建設工事、電気設備工事、機械設備工事、厨房機器工事費、工事監理、外構工事)は13億4千490万3千円、その他の事業費(用地確定測量、基本設計及び実施設計、用地購入、備品購入、解体工事)は1億3千200万6千円となっている。

施設建設費は、平成26年第1回定例会において前倒しで平成25年度分の補正予算として計上し、平成26年度に繰越する予定である。

このことにより、全体の財源内訳は、国庫支出金7千158万8千円、起債12億7千万円、一般財源1億3千532万1千円となっており、起債のうち補助対象分1億1千480万円の2分の1の5

千740万円が後年度に交付税算入されることとなり、通常ベースと比較すると補助金で510万2千円、地方交付税算入される金額で4千830万円が増加するため、5千340万2千円の町負担が軽減されるとしている。

委員からは、前倒しすることによっても大幅な町負担の軽減が図られていないとして、財政当局と充分協議するように求め、教育委員会では、平成26年第1回定例会までに起債償還のシミュレーションを策定するとの説明があった。

次に、平成26年第1回定例会に提出する最終報告のまとめを行い、委員会を閉会した。

8. まとめ

当委員会は、私会計である七飯町学校給食費会計が平成23年度に赤字となり、七飯町一般会計から補助することに併せて平成24年度も赤字が見込まれたことから、その原因を究明するとともに、今後の学校給食費会計のあり方について調査をするため設置されている。

また、当委員会の調査中に学校給食センターの改革の件が報告されたことに伴い、当委員会の調査事項に追加している。

はじめに、学校給食費会計の平成23年度及び平成24年度分の赤字については、赤字の主な原因を特定し、平成25年第3回定例会で中間報告している。

なお、平成24年度分の赤字については、平成25年度において解消される見込みとなったことは、給食費未納額の縮減や食材購入の見直しによるもので評価できるが、今後とも健全な学校給食費会計の運営を望むものである。

また、学校給食費会計のあり方については、現在の私会計から公会計への移行について協議している中で、教育委員会は、私会計運営の安定化を図ることが先決として、平成26年度からの公会計への移行を見送ったことは尊重するとともに、今後とも理事者側において検討を続け、早めに議会への情報提供を望むものである。

次に、学校給食費につい

ては、平成26年4月から消費税率が引き上げられることや年間給食回数が増えることに伴い、学校給食費の値上げを検討しているが、近隣自治体の動向を踏まえるとともに、保護者の負担軽減を図るためにも値上げ幅の圧縮を図ったうえで、保護者への十分な説明と理解を求めることを望むものである。

次に、学校給食センターの建替えについては、本年1月に他市の学校給食において集団食中毒が発生していることを考慮すると、七飯町の学校給食センターの建替えは、早期に着手・完成し、供用開始することは重要な課題である。

現在は、平成27年度供用開始を目指して、新しい建設場所が決定し、実施設計の段階であるが、将来的な負担軽減と効率的な作業能率を考慮した配置計画が望まれている中で、建替事業の財源について、国の交付金事業の対象となり、平成26年第1回定例会において前倒しで事業費の補正予算が計上される見込みとなり、早期着手・完了を望む

ものの町負担の大幅な縮減が図られていないことから、後年度の負担が大きくなるため、他の大規模事業も含めた中長期的な財政計画を早期に策定し、健全な財政運営を図る必要がある。

赤字の原因を特定したことにより学校給食費会計の改善が図られたこと、それに伴い、学校給食費会計が当面、現状の私会計で運営することが確認されたこと、学校給食センターの建替事業に着手する目途がついたことを踏まえて、当委員会の活動を終了するものとする。

「七飯町議会の改革に関する調査特別委員会報告書」(中間報告書)

委員長 林 秀 樹

平成23年6月20日第2回定例会において設置された当特別委員会が、平成24年第4回定例会において中間報告をした以後、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

1. 平成25年2月14日に第15回目の委員会を開催し、今後の検討事項及び資料として提出のあった渡島管内の状況、道内類似団体及び道外類似団体の議員報酬及び議員定数等について協議した。

長期欠席議員の議員報酬に係る減額規定について条例改正を議決したこと、今後、議員報酬、議員定数、通年議会、議会基本条例等について調査することとした。

今後の検討事項は、平成24年第4回定例会において議員報酬及び議員定数については、委員より要求のあった渡島管内の状況、道

内類似団体の状況、道外類似団体の状況について資料の説明が事務局よりあった。

委員からは、平成26年7月に執行される農業委員の選挙に併せて、議会推薦の農業委員も変わることから、農業委員会会長の出席を求めて、農業委員会の現状と意向を聴取すべきではないかと意見があり、次の委員会では農業委員会会長及び農業委員会事務局長の出席を求めるとした。

議会基本条例については、委員から道内で制定している自治体の条文を比較したいとの要求があり、次の委員会で提出することとした。

また、地方自治法の改正に伴い、市町村の基本構想が議会の議決案件でなくなったことから、総合計画を含めた各種計画について、議決事項とするかどうかを検討事項に加えることとした。

今回の委員会では、先に決定した農業委員会会長及び農業委員会事務局長の出席を求めると及び要求のあった資料の提出に基づいて協議することを確認して、委員会を閉会した。

2. 平成25年6月18日に

第16回目の委員会を開催し、農業委員会会長及び農業委員会事務局長の出席を求めて聴取調査を行うとともに、要求に基づき提出のあった資料について協議した。

初めに、農業委員会会長及び農業委員会事務局長への聴取調査は、農業委員会から提出のあった資料の説明を受けた。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づき、市町村に設置されている行政委員会であり、農地法に基づく農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持をはじめ農業振興上の各般にわたる問題を総合的に解決することを目的とし、農業及び農家の一般利益を代表する機関である。

農業委員は、農業委員会等に関する法律に基づき、選挙による委員と選任による委員であり、選任による委員は、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区が推薦した者と議会が推薦した者で、七飯町の場合は七飯町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の規定により、1人を推薦することとしている。

七飯町農業委員の男女別の構成は、16人のすべてが

男性の委員であり、女性の委員はいない状況である。

渡島管内農業委員会の女性の農業委員は、136人中9人の6.6%が女性の委員であり、うち選任による委員は、37人中8人で21.6%を占めている。

全国農業会議所の第22回農業委員統一選挙対策推進要領では、国の男女共同参画基本計画（第2次）において、2020年までに指導的地位にある女性の占める割合が少なくとも30%程度になるように期待することを踏まえ、女性農業委員が一人も登用されていない農業委員会の解消、一農業委員会あたり複数の選出を目標に運動を推進し、選任による委員についても、市町村議会が女性を推進するよう働きかけを行うことに取り組むこととしている。

このため、農業委員会会長は、七飯町に女性農業委員がないことを踏まえ、議会推薦の委員は女性とするよう要望しており、議会としても、推薦するにあたり考慮することとしている。

次に、七飯町における議員報酬・期末手当の状況については、議員報酬・期末手当の推移のほか、町長給料・期末手当との比較、一

般職の期末勤勉手当との比較について説明があった。

次に、議会基本条例については、道内で制定している自治体の構成及び本文を比較した資料に基づき説明があり、委員からは、七飯町議会で議会基本条例を制定する場合には、既に施行している七飯町議会議員政治倫理条例を含めることは可能かとの質疑があり、含めることは可能であるが、慎重に検討することとした。

次に、議決事件の拡大については、地方自治法の改正により、市町村総合計画に含まれる基本構想が議会の議決案件でなくなったことから、議決案件とするかどうかの判断を議会がすることとなることを踏まえ、他自治体の状況について、説明があった。

議決事件の拡大は、前述の議会基本条例に含まれているのが殆どであるが、議会基本条例の有無にかかわらず、議決事件の拡大に関する条例を制定している自治体もあることから、七飯町議会としても検討することとしている。

なお、第4次七飯町総合計画の計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10年であることから、条例制定する場合は、遅くて

とも平成25年度中に制定しなければならぬこととなる。

次に、議会中継については、議会中継（ライブ中継、録画配信）別に概算額及び主な資機材について説明があった。

今回の委員会では、要求した資料に基づき説明のあった事項について協議することを確認して、委員会を閉会した。

3. 平成25年10月3日に第17回目の委員会を開催し、議会推薦の農業委員の選任方法及び今後の検討事項に係る協議を行った。

議会推薦の農業委員については、前回の委員会で農業委員会会長等への聴取結果をもとに協議を行い、渡島管内の議会推薦の状況、全国農業会議所での取組状況を踏まえて、次期改選期（平成26年7月）には女性を推薦することを決定した。

なお、議会推薦の農業委員の候補者については、農業政策に精通している農業委員会から推薦してもらうことを確認した。

今後の検討事項については、議員定数、議員報酬、議会のインターネット等による配信、通年議会、議会

基本条例、議会報告会、議決事件の拡大を検討事項としているが、今回の委員会では、具体的なスケジュールをもとに協議することを確認して、委員会を閉会した。

4. 平成25年11月8日に第18回目の委員会を開催し、今後の検討事項に係るスケジュール等について協議した。

当委員会における検討事項に係るスケジュールについては、平成26年第1回定例会を目的とする事項については、資料に基づき、議員定数、議員報酬、議決事件の拡大であり、その理由は次のとおりである。

議員定数は、次期改選期が平成27年4月であることから、町民への周知等を考慮して1年以上前に結論を出すことが望ましい。

議員報酬は、議員定数をセットで協議するかの検討は必要であるが、七飯町特別職報酬審議会の意見を聴いて議員報酬の改正となることから、平成26年第1回定例会までに結論を出すことが望ましい。

議決事件の拡大については、総合計画の基本構想が地方自治法の改正により議会の議決事件とならなく

減らそうとロビー

なったため、議会として議決事件の拡大の必要性を判断することとなるが、必要と判断した場合には、第4次七飯町総合計画の計画期間が平成27年度までとなっております。次期総合計画の策定作業が平成26年度から始まる見込みであることから、平成26年第1回定例会までに条例化することが望ましい。

なお、議会基本条例を制定している議会にあつては、議会基本条例の中に議決事件の拡大を規定しているところが多い。

次に、特に期限を定めない事項は、議会のインターネット等による配信、通年議会、議会基本条例、議会報告会としているが、実施の可否については、出来るだけ早い時期が望ましい。

以上を踏まえ、委員からは、議員定数と議会基本条例については、同時進行で平成26年第1回定例会までに精力的に調査を進めた方がよいとの意見とともに、議決事件の拡大は議会基本条例に含めて協議することとし、次回の委員会以降、精力的に協議することとした。

次回の委員会では、平成19年の選挙の時に定員を24名から18名に削減した経過

と、北海道議会基本条例と七飯町の関係条例を比較した資料に基づき協議することを確認して、委員会を閉会した。

5. 平成25年12月5日に第19回目の委員会を開催し、議員定数及び議会基本条例等について協議した。

議員定数については、平成17年第1回定例会で報告された「七飯町議会の改革に関する特別委員会報告書」に基づき、24名から18名に議員定数を削減した経過についての説明があつた。

また、渡島管内、北海道内類似団体（人口2万人以上）、北海道外類似団体（人口2万9千人前後）の議員定数・議員報酬についての説明があり、今後は、当委員会でも十分協議して方向性を示すこととした。

次に、議会基本条例については、北海道議会基本条例と七飯町議会関係条例との比較表、北海道議会基本条例と道内他自治体の議会基本条例との比較表とともに、平成25年9月に制定した「八雲町議会基本条例」について説明があつた。

議会基本条例は、制定する方向で進めるとともに七飯町議会議員政治倫理条例

を網羅したものとし、併せて、身分等報告及び税等納付状況報告については、別規程を設けることとした。

委員からは、議会基本条例のたたき台を作成し、それをもとに協議した方がよいのではないかと意見があり、次回の委員会で議会基本条例の素案を示すこととした。

次回の委員会は、議会基本条例の素案に基づき、協議することを確認して、委員会を閉会した。

6. 平成26年1月9日に第20回目の委員会を開催し、議会基本条例等について協議した。

議会基本条例については、他自治体の議会基本条例を参考にして作成した七飯町議会基本条例案をもとに協議した。

議会基本条例案の構成は、次のとおりである。

前文

第1章 総則（第1条～第2条）

第2章 議会・議員の活動原則（第3条～第4条）

第3章 町民と議会の関係（第5条）

第4章 町長と議会の関係（第6条～第9条）

第5章 自由討議の拡大

（第10条）

第6章 議会改革の推進（第11条～第12条）

第7章 議会・議会事務局の体制整備（第13条～第18条）

第8章 議員の身分・待遇、政治倫理（第19条～第21条）

第9章 最高規範性及び見直し手続き（第22条～第23条）

条例案の構成も含めた本則については、各会派などに持ち帰り、次の委員会で細部にわたり協議することとした。

なお、議会基本条例の制定に伴う関連条例等の制定・改正案についても示され、議会基本条例案と同様に取り扱うこととした。

今回の委員会では、今回示した議会基本条例案等を各会派などで協議したものを提出させることを確認して、委員会を閉会した。

7. 平成26年1月24日に第21回目の委員会を開催し、議会基本条例等について協議した。

前回示した議会基本条例案等の各会派などの協議結果については、事前に報告のあった見直し案を改正案と比較表として示し、委員会

で発言のあった見直し案については、1月末までに文書により提出し、次回の委員会できちんと協議することとした。

次回の委員会では、議会基本条例案等の各会派などの見直し案をもとに協議することを確認して、委員会を閉会した。

8. 平成26年2月10日に第22回目の委員会を開催し、議会基本条例案等について協議した。

初めに、各会派などから提出された見直し案について協議した。

各会派などからは、前文、目的、町民参加及び町民との連携、自由討議による合意形成、政策会議の設置、議員の政治倫理について、追加・削除・文言の整理などが見直し案が提出され、それぞれ議論のもと最終案のまとめを行った。

次に、議会基本条例の制定に伴う七飯町議会会議規則の一部改正、七飯町議会議員政治倫理条例及び施行規程の廃止、七飯町議会議員身分等報告及び町税等納付状況報告に関する規程の制定について、承認された。

次回の委員会では、議会基本条例の最終案を示すと

ともに、平成26年第1回定例会に提出する中間報告書のまとめを行うことを確認して、委員会を閉会した。

9. 平成26年2月24日に第23回目の委員会を開催し、議会基本条例の最終案について検討するとともに、平成26年第1回定例会に提出する中間報告書のまとめを行った。

初めに、前回の委員会で見直しした七飯町議会基本条例の最終案を確認するとともに、議会基本条例の制定、七飯町議会会議規則の一部改正、七飯町議会議員政治倫理条例及び施行規程の廃止、七飯町議会議員身分等報告及び町税等納付状況報告に関する規程の制定の施行期日を平成26年4月1日から施行することが承認された。

次に、平成26年第1回定例会に提出する議案については、委員会名で提出することを確認した。

次に、中間報告書のまとめを行うとともに、次回以降は、議員定数、議員報酬等の検討事項について協議することを確認し、委員会を閉会した。

10. まとめ（中間）

以上が平成24年第4回定

例会で中間報告した以降の報告であり、主に農業委員議会推薦、議会基本条例について協議している。

農業委員の議会推薦については、全国農業会議所において平成26年7月に執行される農業委員の選挙に合わせ、女性の農業委員が占める割合や女性農業委員のいない農業委員会の解消などを方針としていることから、七飯町においても議会推薦の農業委員を女性とすることに決定した。

次に、議会基本条例は、地方自治に基づく地方議会運営の基本原則を定めた条例であり、議会における最高規範として位置づけされており、全国の都道府県議会や市町村議会において制定している状況にある。

このことから、七飯町議会においても議会基本条例の意義等を踏まえて協議を進めた結果、七飯町議会基本条例を制定し、平成26年4月1日から施行することを決定した。

議会基本条例の制定に伴い、町長とともに町民から選挙で選ばれた議員で構成する議会は、合議制の機関であることの特性を活かして、町民の福祉の向上のため、議会の権限である監視機能及び立法機能を果たす

ことが責務であることを認識して、町民に信頼される議員活動が続けることが肝要であることを自ら課している。

今後の委員会活動は、議員定数、議員報酬などについて検討するとともに議員としての資質向上に努め、町民の福祉の向上及び町の発展に寄与することを念頭に活動を継続することとして、中間報告とする。

「七飯町議会防災・災害対策に関する調査特別委員会報告書」 (中間報告書) 委員長 長谷川 生 人

平成25年3月22日第1回定例会において設置された当特別委員会が、平成25年第3回定例会において中間報告をした以後、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

1. 平成25年10月29日に第8回目の委員会を開催し、土木課長及び土木課参事の出席を求め、提出のあった資料の説明を受けるとともに北海道等への要望活動について協議した。

はじめに、提出のあった資料は、台風26号の影響により、10月26日に湯出川の支流である武佐川において護岸などの洗掘被害が2カ所発生したことが報告され

たいとの考えを示している。次に、北海道等への要望活動については、今までの調査活動を踏まえて、要望先を北海道開発局及び北海道とすることに決定した。要望事項については、北海道開発局に対しては、湯出川を準用河川に指定して整備する場合に事業計画の提出などが必要なことから「湯出川準用河川改修事業の推進について」の1項目とし、北海道に対しては、「二級河川久根別川広域河川改修事業の整備促進について」、「軍川通常砂防事業の整備促進について」、「藤城川通常砂防事業の整備促進について」の3項目とすることとした。

要望活動は、正副委員長及び町長がそれぞれ渡島総合振興局及び函館開発建設部に出向き、渡島総合振興局に対しては、二級河川久根別川広域河川改修事業、軍川通常砂防事業、藤城川通常砂防事業の整備促進について、函館開発建設部に対しては、湯出川と国道5号の交差部の横断管改良について要望した。

要望事項に対しての回答は、渡島総合振興局については、3河川とも地元の協力を得ながら事業を推進したいとのことであり、函館開発建設部については、湯出川の施工方法によって事業費も膨らむことやJR函館本線との横断管も併せて検討する必要があるとのことであった。

減らそうてロクロー

増やそう資源!

回答を得た。

4. 平成26年2月13日に第9回目の委員会を開催し、今後の調査活動方針等について協議した。

はじめに、今後の調査活動方針として、災害発生時の速やかな状況調査とともに、当委員会が札幌要望した久根別川・軍川・藤城川・湯出川の懸案事項に係る進捗状況の調査の継続、潜在的に災害が発生しやすい河川の調査及び状況に応じた要望活動の実施などについて調査活動することとした。

次回の委員会は、平成25年11月に実施した函館要望及び札幌要望の懸案事項に係るその後の進捗状況について調査するとともに、平成26年第1回定例会に提出する中間報告書のまとめを行うことを確認して、委員会を閉会した。

5. 平成26年2月26日に第10回目の委員会を開催し、当委員会が平成25年11月に実施した函館要望及び札幌要望の懸案事項に係る進捗状況の聴取調査及び平成26

年第1回定例会に提出する中間報告書のまとめを行った。

はじめに、函館要望及び札幌要望に係る懸案事項の進捗状況については、次のとおりである。

久根別川広域河川改修事業については、改修延長15.2^{キロメートル}、事業内容は堤防の新設、河道の拡幅、橋梁の架替、頭首工の改築などであり、改修規模は、50年確率（計画）、9年確率（暫定）、3年確率（暫々定）となっている。

平成25年度は藤城川交流点上流付近から藤城2号橋付近間の暫々定改修を行い、平成26年度は藤城2号橋付近から久根別川3号橋下流付近間の暫々定改修を予定しているが、将来計画は50年確率となっている。軍川通常砂防事業については、遊砂地2基、溪流保全工3.5^{キロメートル}の事業内容であり、平成25年度は1号遊砂地の工事に着手しており、平成26年度は1号遊砂地の工事とともに溪流保全工の設計を予定している。

藤城川通常砂防事業については、溪流保全工2.0

^{キロメートル}（遊砂地を含む）の事業内容であり、平成25年度は遊砂地の設計を行い、平成26年度は砂防指定地の編入、用地及び物件調査を予定している。

湯出川準用河川改修事業については、改修延長0.6^{キロメートル}（湯出川0.1^{キロメートル}、武佐川0.5^{キロメートル}）、事業内容は河道拡幅、遊水地建設、橋梁架替などであり、平成25年度は平成26年度新規事業の予算要求、JR橋架替のためJR北海道との協議を行い、平成26年度はJR橋架替のための調査設計の委託、河道や遊水地の調査設計を予定している。

国道5号と湯出川交差点の横断管改良については、函館開発建設部において、横断管改良を検討するため、地質調査等を平成25年度に実施し、平成26年度以降はJR交差点との横断管改良について工程を調整する予定となっている。

以上のとおり、各河川における事業は、要望趣旨に沿って進展していることが窺える。

例会に提出する中間報告書のまとめを行い、委員会を閉会した。

6. まとめ

以上が平成25年第3回定例会で報告した以降の調査活動である。

七飯町において、平成25年は人的災害はなかったものの、集中豪雨によりたびたび河川の氾濫、道路の決壊、農地における表土流出などの被害が発生している。

この中で、当委員会は、二級河川久根別川広域河川改修事業の整備促進、軍川及び藤城川通常砂防事業の整備促進を北海道に要望するとともに、湯出川については、準用河川の指定に伴う交付金の交付などを北海道開発局に、国道5号の横断管改良について函館開発建設部に要望している。

永年の懸案であった湯出川の氾濫対策については、準用河川に指定し、交付金事業によりJR函館本線の横断管改良に着手の見通しがついたことは、評価できるものであり、しっかりとした年次計画を立て、着実な

事業の推進を望むものである。

また、軍川・藤城川の通常砂防事業についても、北海道は、地元や関係団体の協力を得ながら進めることとしており、できるものから着手することが望まれる。

以上が、今まで当委員会が調査した事項であり、七飯町でも自然災害による被害がたびたび発生していることを踏まえ、今後、懸案となっている軍川・藤城川の通常砂防事業の整備促進、湯出川の国道5号・JR函館本線の横断管の改良に向けての要望活動や災害が発生した時の速やかな現地調査などの調査活動を続けることとして、中間報告とする。

平成26年 定例会・臨時会出席状況一覧表

	開会日	小松 義光	神崎 和枝	牧野喜代志	横田 有一	木下 敏	佐野 史人	林 秀樹	青山 金助	坂本 繁	上野 武彦	中島 勝也	平松 俊一	長谷川生人	中川 友規	日下部雅一	畑中 静一	坂田 邦彦
第1回定時会	3月6日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月7日	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月10日	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月11日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月13日	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※判定 ○=出席、×=欠席、△=遅参・早退・中座、公=公務、忌=忌引